

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊山町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

豊山町長

## 公表日

令和5年6月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は、介護保険法の規定に基づき、被保険者資格、保険料賦課・徴収、受給者台帳、給付実績の管理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①申請書や届出書に関する確認</li><li>②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報確認</li><li>③保険料賦課における特別徴収対象者の確認</li><li>④被保険者の資格記録の管理</li><li>⑤被保険者の受給者及び給付実績の管理</li><li>⑥保険料の徴収及び給付制限</li></ul>
③システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条 別表第1 第68の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府/総務省令第5号）第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供の根拠&gt; 【番号法】第19条 第8号 別表第2 第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令】（平成26年12月12日内閣府/総務省令第7号）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt; 【番号法】第19条第8号 別表第2 第93、94の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令】（平成26年12月12日内閣府/総務省令第7号）第46条、第47条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部保険課
②所属長の役職名	保険課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 高桑 悟	保険課長 堀尾 政美	事後	必要箇所の修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 堀尾 政美	保険課長 横田 仁美	事後	必要箇所の修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険課長 横田 仁美	保険課長 牛田 彰和	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表第1第68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 別表第1 第68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府/総務省令第5号)第50条	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、93、94、117の項	<情報提供の根拠> 【番号法】第19条 第7号 別表第2 第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令】(平成26年12月12日内閣府/総務省令第7号) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2  <情報照会の根拠> 【番号法】第19条第7号 別表第2 第93、94の項 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令】(平成26年12月12日内閣府/総務省令第7号) 第46条、第47条	事後	必要箇所の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 7. 特定個人情報 の保管・消去 特定個人情報 の漏えい・滅失・毀損リスク への対策は十分か	課題が残されている	十分である	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 8. 監査 実施 の有無	内部監査	自己点検、内部監査	事後	必要箇所の修正
令和2年10月1日	IV リスク対策 9. 従業者に 対する教育・啓発 従業者に 対する教育・啓発	十分に行っていない	十分に行っている	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	保険課長 牛田 彰和	保険課長	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象 人数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和3年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつの時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;  【番号法】第19条 第7号 別表第2 第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項  【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令】（平成26年12月12日内閣府/総務省令第7号）  第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;  【番号法】第19条第7号 別表第2 第93、94の項  【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令】（平成26年12月12日内閣府/総務省令第7号）第46条、第47条</p>	<p>&lt;情報提供の根拠&gt;  【番号法】第19条 第8号 別表第2 第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項  【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令】（平成26年12月12日内閣府/総務省令第7号）  第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の2</p> <p>&lt;情報照会の根拠&gt;  【番号法】第19条第8号 別表第2 第93、94の項  【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令】（平成26年12月12日内閣府/総務省令第7号）第46条、第47条</p>	事前	令和3年9月1日に施行される番号利用法の改正による修正
令和4年5月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	豊山町 総務部総務課 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0001	豊山町 企画調整部デジタル化推進室 480-0292 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地 問い合わせ先電話番号 0568-28-0939	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和4年5月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正
令和5年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	必要箇所の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申請管理システム	事後	必要箇所の修正